

指 摘 事 項 票

監査(検査) 対象 機関 (会計)	豊能水道センター	監査(検査) 実施年月日	令和5年7月24日
処理区分	指摘事項	事務区分	収入関係 固定資産関係

指摘事項

行政財産使用料の算定にあたり、固定資産管理規程に定める算式により計算されていない事案があった。

大阪広域水道企業団固定資産管理規程に従い、適切な事務処理を徹底されたい。

指摘事項の内容等

1. 概要

行政財産目的外使用許可の土地の使用料の算式は、※当該土地1平方メートル当たりの価額 × (4/100) × 使用面積となっている。

固定資産税路線価を採用し使用料を算定する案件は、許可期間に合わせ最新の固定資産税路線価を採用のうえ、下記の補正(70%で割り戻して補正率80%を掛ける)が必要であるが、固定資産税路線価の採用年次及び補正が適正に行われていない事案があった。

所在地：豊能郡豊能町希望ヶ丘3丁目48-1
許可期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
使用料：6,000円

所在地：豊能郡豊能町希望ヶ丘3丁目48-2
許可期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
使用料：54,700円

所在地：豊能郡豊能町希望ヶ丘2丁目12-2
許可期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
使用料：96,700円

所在地：豊能郡豊能町光風台5-25
許可期間：令和4年10月11日～令和4年11月10日
使用料：10,300円

※【大阪広域水道企業団固定資産管理規程第25条第2項】

- (1) 国税庁が公表する相続税路線価
- (2) 前号の規定により難しい場合は、市町村が決定する固定資産税路線価を補正率70パーセントで割り戻し、補正率80パーセントを乗じて得た価額(「固定資産税路線価」
÷ (70/100) × (80/100))
- (3)(4) 省略

【大阪広域水道企業団行政財産使用許可基準運用第11条関係第3項】

比準する相続税路線価、固定資産税路線価、公示価格又は基準地価格は、使用を開始する日の前年度に公表された価格を採用すること。（1月1日時点における公示価格は、全てその年の4月に公表されたものとして取り扱う。）

2. 課題

大阪広域水道企業団固定資産管理規程に従い、適切な事務処理を徹底されたい。

指 摘 事 項 票

監査(検査) 対 象 機 関 (会 計)	千早赤阪水道センター	監査(検査) 実施年月日	令和5年8月9日
処理区分	指摘事項	事務区分	文書管理関係
指摘事項 土地借入契約案件で、関連資料が綴られているファイルを紛失している事案があった。文書管理を徹底されたい。			
指摘事項の内容等 1. 概要 土地借入契約案件で、関連資料が綴られているファイルを紛失している事案があった。 所在地：水分 使用目的：配水池用地 賃料：無償 2. 課題 文書管理を徹底されたい。			